

令和4年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

## 【憲 法】

問 弁護士P，Q間の次の会話を読み、以下の小問（1）（2）に答えなさい。

80点（各問40点）。

P：公立中学校の音楽教師A氏から相談されましたが、本人の思想上の理由で入学式の際の「君が代」のピアノ伴奏を拒否したところ、一定の行政処分が行われそうなので、憲法論で対応してほしいとのことです。そこで、君が代伴奏事件の最高裁判決（H19.2.27）を見ると、『君が代』のピアノ伴奏をするという行為自体は、音楽専科の教諭等にとって通常想定され期待される」などと言われています。なかなか難しいかも。どうにかA氏の思いを内心の思想の自由と結びつけないと・・・。

Q：内心とは少し違いますが、その後の君が代斉唱事件の最高裁判決（H23.5.30）の一般論なんかどうでしょう。「・・・起立斉唱行為は、・・・個人の歴史観ないし世界観に由来する行動（敬意の表明の拒否）と異なる外部的行為（敬意の表明の要素を含む行為）を求められることとなり、その限りにおいて、その者の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる」。まあ厄介ですが、理屈を探しましょう！

小問（1）入学式における音楽教師A氏のピアノ伴奏は、他の科目の教師が「君が代」斉唱のために起立斉唱を校長から指示された事柄と比べると、内心の思想の自由からみて、同様と言えるか。この「内心の思想の自由」という論点を、説得力を持って理由づけるためには、弁護士Pはどのように述べるべきか。

小問（2）A氏は、音楽教師としてのピアノ伴奏によって、本人の内心の歴史観ないし世界観とは異なる「君が代」への敬意の表明を、事実上強制されることになるか。この「敬意の表明の強制」という論点を、説得力を持って理由づけるためには、弁護士Qはどのように述べるべきか。

以 上

## 【刑 法】

以下の【事例】を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

### 【事例】

- 1 甲は、殺傷能力の高いクロスボウ（引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓）を所持し、ときおり違法に動物を殺傷するなどしていたが、次第に人間に対して発射して殺傷してみたいと考えるようになった。甲の居住している地域の郊外には林道があり、地域住民がしばしば利用しているほか、同地域の警察官Aも、自転車で警邏巡回をする際、定期的にその道を通っていた。甲は、普段から警察官一般に反感を持っていたことから、Aをクロスボウの標的にしようと目論んだ。
- 2 某日、甲は、上記林道付近でAを待ち伏せていたところ、警邏巡回中のAが普段通り自転車で林道に差し掛かったことから、Aが通り過ぎた後、他に通行人などがいないことを確認して、Aの背後から心臓部分に狙いをつけ、殺意を以てクロスボウの矢を発射した。しかし、発射とほぼ同時に、林道の巨木の陰から見知らぬBが飛び出してきた。クロスボウの矢は、Bが飛び出してこなければ、そのままAの背後から心臓に突き刺さる軌道の上に飛んでいたが、矢の軌道の上に丁度Bが飛び込む様な形になったことから、Aに到達する前にBの左側背部に突き刺さった。Bは、死亡するには至らなかったが、全治6か月の重傷を負った。

なお、その後の捜査では、Bは、かつてAに検挙されたことを恨んでおり、Aが通り過ぎた直後に所携のナイフでAの背後から刺し殺そうと巨木の陰から飛び出したところに、甲のクロスボウの矢がBに突き刺さったのであって、結果的にBの目論見が阻止されていたことが判明した。一方、甲は、クロスボウの矢を発射するまでの間、Bの存在について全く気が付いておらず、Bに対する未必の故意すらなく、ましてやBの上記動機について知る由もなかった。

〔設問〕上記【事例】の甲の罪責について、以下の（1）及び（2）の双方に言及した上で、自らの見解を示しなさい（自らの見解は、（1）、（2）の立場に限られない。）。なお、特別法違反の点は除く。

- （1）甲には、Bの重傷結果について、殺人未遂罪が成立するとの立場からは、その結論を導くために、どのような説明が考えられるか。結論を導く主張の骨子を示しつつ、論点ごとに論拠を示して説明すること。
- （2）甲には、Bの重傷結果について、故意犯は問題とならず、過失犯としても何ら犯罪が成立しないとの立場からは、どのような反論が考えられるか。結論を導く主張の骨子を示しつつ、論点ごとに論拠を示して反論すること。

以 上